

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「僕がこれまでどうやってきたかは教えられないけど、君がこれからどうするかは自分で考えなきゃ」。ジョン・レノンに言われるまでもなく、経営者は自ら考えて行動しなければなりません。他人の成功例を真似ても、人生観、性格、立場、環境が違えば、同じように成功することはありませぬ。経営は利益を増やし、それを継続することです。必死で考え、必死で働くこと以外に事業が成功することはありません。本気になれば知恵と勇気が湧いてきます。中途半端では弱気と愚痴しかでませぬ。成功例は自分の個性で創り出すことです。

私の書棚より

○物事を実現するか否かは、まずそれをやろうとした人が“できる”と信じていることから始まる。自ら“できる”と信じたときにその仕事の半分は終了している。
○社員の一人一人に苦痛を与えて弱点を克服させるよりも、得意なことをどんどんやらせて長所をさらに大きく伸ばす。その社員の弱点は、それを得意とするほかの社員にフォローさせる。これが組織運営の要諦で、人を動かす最重要の事項である。

「人を動かす人になれ！」
永守重信著 三笠書房

税務アンテナ

□消費税法では、土地の貸付けは非課税とされています。ただし、駐車場として整地、区画されたようなものや、車両を管理していると認められるものは、施設の貸付けとして課税されます。

また、居住の用に供する住宅の貸付けは非課税とされているため、自動車の所有の有無に係わらず入居者1戸当たり1台分以上の駐車料込みの家賃の場合には、その駐車場も住宅の貸付けに付随するものとして非課税になります。ただし、家賃とは別に駐車場使用料を収受している場合には、その駐車場は施設の貸付けとして消費税の課税対象となります。

□国内の居住者で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する者は、必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年の3月15日までに提出することになりました。

外国株式の売却益は、多くの場合、外国では課税されず、国内株式と同様に申告分離課税の対象になります。また、外国株式の配当は、原則として外国で源泉徴収されますが、確定申告をしなければなりません。この場合、配当控除の適用はありませんが、一定の範囲で外国税額控除の適用があります。ただし、修正申告の場合には、外国税額控除は適用できません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 26年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 26年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年未年始につき1月4日)

31日	○ 12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき28日)
-----	----------------------------------

今月の贈る言葉『絶体絶命のときに出る力が本当の力なんだ』 by 本田宗一郎